四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市条例第３６号

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年四日市市条例第７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（多量の事業系一般廃棄物排出者に対する廃棄物減量化指導） 第１２条　市長は、法第６条の２第７項の規定により、必要があると認めたときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、これを提出するよう求めるとともに、当該事業系一般廃棄物の減量に関し必要な指導を行うことができる。	（多量の事業系一般廃棄物排出者に対する廃棄物減量化指導） 第１２条　市長は、法第６条の２第５項の規定により、必要があると認めたときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、これを提出するよう求めるとともに、当該事業系一般廃棄物の減量に関し必要な指導を行うことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（環境部生活環境課）